第 4 編　津波災害対策編

第 1 章　災害予防

第 1 節　津波対策の推進

第 1　津波対策の基本的な考え方

○　想定する津波とそれに対応した津波災害対策の基本的な考え方は、次によるものとする。

- 超長期にわたる津波堆積物調査、地殻変動の観測等をもとにして設定され、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策で対応するものとする。
- 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。
- なお、都市が連担し、巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する。

第 2　津波に強い国づくり、地域づくり

○　津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、基礎調査、その結果を踏まえた津波浸水想定の設定、市町村が作成する推進計画に基づく施設整備、警戒避難体制の整備、津波災害警戒区域の指定等のハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員させる多重防御の発想により、都道府県及び市町村との連携・協力の下、津波防災地域づくりを推進するものとする。

○　津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針を作成し、必要に応じてその見直しを行うものとする。

○　津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき、津波災害警戒区域の指定があったときは、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法や避難施設等

に関する事項が記載された津波ハザードマップが作成・公表されるよう、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。

○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村に対し地域防災計画において定めることとなる人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報及び伝達等に関する事項、避難施設等に関する事項、避難訓練の実施に関する事項並びに地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設等の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の指定について、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。

○ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた津波災害警戒区域内の地下街等及び社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者が、単独で又は共同して、避難確保計画を作成する際に、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。

○ 総合的・広域的な計画の作成に際しては、津波災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。

○ 津波等による災害のおそれのある土地の区域について、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）に基づき、原則としておおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に含まないこととされていることについて周知等に努めるものとする。

○ 津波浸水想定にあたり、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めることや、港湾の背後地を防護するための一連の堤防・胸壁等の計画に配慮するものとする。

第 3 各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 津波災害を防止し、又は津波災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の地震対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進する。

○ 都道府県知事が地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づき作成した地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込まれた各部門の所管事業については、その進捗状況を把

握し、勧告等必要な措置を講ずるものとする。

第 4　海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等

○　津波防波堤、海岸堤防（防潮堤）、防潮水門等海岸保全施設、河川堤防等河川管理施設の整備を推進するものとする。各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

○　海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うものとする。

○　海岸保全施設等については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。

○　津波による被害のおそれのある地域において港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設を整備する場合には、津波に対する安全性に配慮するものとする。

○　海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進するものとする。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。

○　津波災害を防ぐため、水門等の一元的な遠隔制御を行う津波・高潮防災ステーションの整備を推進するものとする。

○　水門、陸閘等について、安全かつ確実な管理運用体制の構築を図るため、現場操作員の安全確保を最優先とした操作規則等に基づく操作等の徹底や、必要に応じて自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進するものとする。

○　地震に起因する沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、ゼロメートル地帯等における海岸堤防（防潮堤）等の耐震性の向上を推進するものとする。

○　関係省庁と連携して整備した津波対策の推進を図るためのマニュアル等について、その的確な実施が図られるよう努めるものとする。

○　湾奥部に市街地が広がる港湾などにおいては、津波防波堤による津波の低減と、海岸保全施設による防護等を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

第 5　避難場所・避難路等の確保・整備

○ 津波発生時に船舶の待避場所を確保するため，開発保全航路の一部として泊地を指定し，その開発・保全を行う。

○ 津波による危険が予想される地域について、都市公園、津波避難ビル、人工高台等の津波からの指定緊急避難場所、緊急避難階段、避難路の整備を推進するものとする。

○ 津波からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における津波への対応を推進するものとする。

○ 河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、水道事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。

○ 津波災害に対する避難場所となる公園緑地については、避難階段、避難タワーの設置や津波避難ビルの指定等とあわせた配置計画とし、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するものとする。さらに、関係機関との十分な連携を図り、津波災害に対する避難場所となる公園緑地について地域防災計画への位置づけを推進するものとする。

○ 津波発生時において、津波からの指定緊急避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緑道等の整備を推進するものとするほか、必要に応じて高速道路の道路管理用施設の緊急連絡路等としての活用を推進するものとする。

○ 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避難対策」の検討、策定への支援を行う。

○ 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。

○ 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するよう努める。

○ 地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

第 6 主要交通・通信機能強化

○ 基幹的な通信施設の整備に当たっては、各施設の耐浪化、ネットワークの充実などにより耐津波性能の確保に努めるものとする。

第 7 都市の防災構造化の推進

(1) 市民に支えられた防災都市づくり

○ 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、地方公共団体にとって使いやすく、かつ住民にとっても分かりやすい法律、予算等の枠組みの整理と制度の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。

(2) 防災都市づくりの計画的推進

○ 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、津波災害に対する避難場所、避難路など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、津波に対する災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的実施等を積極的に支援するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。

(3) 避難場所、避難路等都市の骨格となる防災施設の整備

○ 避難路、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。

○ 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、多重防御の一つとしての機能、津波からの避難場所・避難路としての機能、自衛隊等の支援活動や避難生活の場など復旧・復興支援としての機能、防災訓練など防災意識を醸成する場としての防

災教育機能を有する公園緑地の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。

○ 必要に応じ、急傾斜地崩壊防止施設等に緊急避難階段を設けるなど、所管施設を活用して、避難地、避難路の確保に努めるものとする。

(4) 安全な市街地の整備等

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。

○ 避難することを前提にしたまちづくりを推進し、津波到達時間内での避難を可能とするため、津波による被害が想定される地域において、津波避難タワー等の津波避難施設や避難場所、避難路の整備を推進するものとする。

(5) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

○ 「緑の広域計画」・「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉や避難場所・避難路確保等の機能を持つ、津波災害に対する市街地の総合的な防災性向上に資する公園緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

○ 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。

(6) 防災上危険な市街地の整備

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するとともに必要な建築物の耐浪化を促進するものとする。

(7) 消防活動に資する施設等の整備

○ 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。

○　河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を推進するものとする。

○　水道管の耐震化、防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。

（8）　災害に対して強い大都市圏の実現

○　災害に対して強い大都市圏の整備を図るため、防災拠点及びその周辺の敷地整備等を行う地域一体型防災街づくり（広域防災街づくり）推進事業を推進するとともに、大都市等における都市の防災性の強化に関する調査・検討を行う。

第 8　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○　激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路の未整備区間の整備及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、津波の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。

○　大地震等の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとするとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易な IC の増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。

○　道路施設、沿道斜面等（以下「道路施設等」という。）の耐浪性の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

○　気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。

○　点検結果に基づき、耐浪対策を講ずるものとする。特に緊急輸送道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、関係機関と連携を図りつつ、津波時においても必要な輸送機能を確保できるよう重点的かつ計画的な耐浪対策を推進するものとする。

○　道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第９　河川整備の推進

○　人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間の河川については、地震にも強い河川防災ステーション等の整備を推進するものとする。

○　津波により生じる壊滅的な被害を防止するため、河川堤防等の耐浪性の向上を推進するものとする。

○　津波により破堤した場合の浸水被害の拡大防止のため、緊急的に排水を行う移動式ポンプ等の津波被害軽減に資する施設等の整備を推進するものとする。

○　緊急輸送路として、主要河川における緊急用河川敷道路及び舟運のための航路、船着場等の整備を推進する。

○　公的船着場等を利用する舟運事業者に対して、緊急時の船舶の運航協力を要請しておくものとする。

第１０　土砂災害に対する安全性の確保

○　津波による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに急傾斜地の崩壊対策事業等を推進するものとする。

第１１　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

○　津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。

第１２　鉄道利用者の安全性の確保及び指導

○　鉄道事業者に対し、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づいて都道府県知事が指定した浸水範囲等を勘案し、鉄道利用者の安全確保を図るよう指導する。

第１３　港湾施設の整備

○　大規模な津波時に、避難者や緊急物資、地域経済の復興に資する貨物の輸送を確保するため、耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、耐震強化岸壁を効率的に利用し、円滑な緊急物資輸送を行うため、地域防災計画における緊急物資輸送計画との整合のとれた臨港道路の

橋梁・高架部における耐震性・耐津波性の確保を推進する。

○ 港湾が被災した場合にも一定の海上輸送機能を確保して、地域の経済活動への影響を最小限に止められる様に、必要に応じて国際海上コンテナ輸送、多目的外貿輸送及び複合一貫輸送に対応した耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、コンテナターミナル全体としての機能を確保するため、コンテナクレーンの耐浪化や背後地とを結ぶ臨港道路の橋梁・高架部における耐震性・耐津波性の確保を推進する。

○ 物流、産業、エネルギー供給機能を維持するため、護岸の耐震性の簡易評価手法提供を通じた液状化に関する技術的支援及び適切な維持管理や、コンビナート及びその周辺への地震・津波被害を防止・軽減するための防波堤や防潮堤等の機能の強化等を進める。また、東京湾等における震災時の物流・産業・エネルギー供給の確保のための物流機能の早期復旧に向けた取組を推進する。

○ 港湾においては、漂流物による津波被害の拡大を防止するため、漂流物発生対策を推進するものとする。

○ 港湾においては、最大クラスの津波に対しても、津波襲来時における周辺住民、港湾関係者等の人命を保護するとともに、地域の産業・物流機能の維持等災害時に港湾に求められる役割を踏まえ、港湾における津波防波堤の整備、粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進、避難対策策定の支援等港湾の総合的な津波対策を推進するものとする。

○ 人口や産業が集積する港湾地区において、非常時の物流機能を確保し、背後地域の安全と安心を保持するために、津波の挙動や浸水域を示すマップの作成を支援するとともに、水域・陸域にわたる放置等禁止区域の指定、津波流出防止対策など、港湾・沿岸域における総合的な津波対策を強力に推進するものとする。

○ 都市が連担し、巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する。

第 14　航空施設の整備

○ 最大クラスの津波に際しても、安全かつ円滑な航空交通の確保に努める。

○ 空港においては、最大クラスの津波に対しても、津波襲来時における旅客、周辺住民、空港関係

者等の人命を保護するとともに、災害時に空港に求められる役割を踏まえて、早期復旧のための事前対策を推進するものとする。

第１５　防災拠点の確保・整備

○ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。

○ 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。

○ 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用してTEC－FORCE活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能。活動内容等の点から十分検討のうえTEC－FORCE活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的なTEC－FORCE活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。

○ 首都圏、近畿圏の広域防災のヘッドクォーターとなる合同現地対策本部の機能や、合同現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能を有する基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るものとする。

○ さらに、中部圏においても、港湾を活用した広域防災拠点の整備について検討を進める。

○ 防災基本計画等に基づき必要に応じ、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。

○ 首都圏（有明地区、東扇島地区）、近畿圏（堺泉北港堺 2 区）、中部圏（三の丸地区、静岡県庁、名古屋港、県営名古屋空港、富士山静岡空港）においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。

○ 内陸部において河川舟運等を活用した防災拠点を形成するために、主要大河川と幹線道路、鉄道等の結節点付近に河川防災ステーション等を核として、地方公共団体、関係機関等の事業を総合的に実施し、広域的な避難場所の確保、救援活動の拠点、復旧資材の運搬拠点等のため

の内陸防災拠点の形成を図るものとする。

○ 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園の整備を推進するものとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐浪性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐浪化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

○ 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進するものとする。

○ 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を推進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。また、下水道施設の耐震化・耐津波化、防災拠点や避難場所におけるマンホールトイレシステムの整備を推進するものとする。

○ 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。

○ 本省、地方支分部局等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。特に、国土交通省全体を統括する中枢としての機能を有する本省の庁舎については、立川広域防災基地等との連携にも配慮しつつ地方支分部局によるバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。

○ 大都市地域等の既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動の拠点として機能する住宅街区の形成を図るものとする。

○ 中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、防災街区整

備事業、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区防災活動の拠点となる施設の整備を推進するものとする。

○ ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第 16 ライフライン対策の推進

○ 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで水道及び下水道機能を維持・回復するための水道事業者及び下水道管理者における BCP の策定を推進する。

○ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

○ 河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路、災害用井戸等の整備等を図るものとする。

第 17 要配慮者対策の推進

○ 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。

○ 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

○ 津波等の災害の危険性が高く、防護区域内に要配慮者関連施設を有する海岸を対象に、地域の防災計画との整合性やハザードマップ等のソフト施策との連携を図りつつ、安全情報伝達施設の整備を推進するものとする。

第 18 農地防災等の推進

○ 北海道においては、荒廃山地の復旧及び予防治山事業、防災林の造成事業、保安林の整備事

業、造林事業、保安林、保安施設地区、土地改良事業の施行または計画の決定がされている地域及びこれらに準ずべき地域に係る地すべり防止事業等の計画的な推進を図るとともに、防災ダム、堤防、農業用用排水施設、農道、林道、漁港施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第１９　廃棄物処理施設等の整備等の推進

○　北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第２０　防災に関する広報・情報提供等

○　道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。

○　津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等へ海抜表示シートを設置し道路利用者への海抜情報の提供を推進するものとする。

○　津波により河川管理施設が被災した結果生じる水害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うものとする。

○　広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、 関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。

○　道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

○　津波常襲地帯において、津波から生命・財産を守るため、ITを活用しつつ水門等の一元的監視制御及び地震・津波情報の収集・提供等を行う津波・高潮防災ステーションや情報基盤の整備を推進するものとする。

第２１　海上交通対策

○　津波による危険が予想される海域で航行、停泊している船舶等の避難が実施されるよう情報提供を行う。

○　一般旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者に対して、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的地の変更、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるよう指導する。

第２節　危機管理体制の整備

第１　情報の収集・連絡体制の整備

○　発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

○　地方支分部局及び地方自治体が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、地方自治体の災害対策本部等にリエゾンを派遣し情報交換を行えるようにあらかじめ体制を整備する。なお、地方支分部局は、地方自治体からの要請がなくてもリエゾンを派遣できるように「災害時における情報交換に関する協定」を地方自治体と締結しておくものとする。

○　災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○　大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

○　道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。

○　災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

○　津波等により非常災害が発生するおそれのある場合又は非常災害が発生した場合に非常参集することが必要な職員（以下「非常参集者」という。）の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

○　非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○　防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

○　迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な津波の発生時に職員が、津波や周辺の被害状況をできる限り速やかに本省の防災担当職員に連絡できる体制を整備するものとする。

○　災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点は原則として7日間以上、他の設備については3日間以上にわたる電源を確保するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。また、庁舎等に設置する通信設備や電源設備等は津波による浸水被害を受けない位置への設置を基本とするが、被害が想定される場合には防水対策等の対策を行うものとする。

○　職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。

第２　通信手段等の整備

○　災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

- 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

- 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム(DiMAPS)の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

- 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

- 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプタ

一活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

- 災害現地の情報収集を行うため、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。
- 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。
- 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
- 土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等、土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進するものとする。
- 河川、海岸、砂防、道路、港湾、上下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。

  また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。
- 沿岸部等で津波の到達が想定される場所に設置される監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板、道路表示板、港湾情報表示板等の情報提供設備等は津波による被害を極力低減できる設置位置や構造に留意すると共に光ファイバ等の被害時のバックアップを検討するものとする。また、重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。
- NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

- GPS波浪計を計画的に整備し、沖合波浪観測情報を速やかに関係機関へ伝達できる体制を整備するものとする。

○ 関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

第 3 関係機関との連携

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

○ 大規模な津波等の災害発生時における港湾施設の相互利用に関する協定を締結するなど、国と港湾管理者の連携による港湾間の連携体制の強化を図る。また、港湾広域防災協議会等を通じ、港湾の物流機能を早期に回復できるよう港湾管理者、関係事業者等と協同して連携体制の構築に取り組む。

第 4 応急復旧体制等の整備

○ 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。

○ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

○ 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。

○ 発災後の障害物除去による航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との連携の下、あらかじめ航路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、航路啓開

等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

○ 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。

○ 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。

○ 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。

○ 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

○ 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。

○ 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。

○ 地方整備局等は、所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。

○ 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。

○ 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、不特定多数の者が利

用する所管の旅客施設等について以下のような応急体制の整備に努める。

- 発災時等における利用者の避難誘導に係わる計画を作成する。計画の内容については、避難者、帰宅者の集中・殺到や混乱の発生にも十分に配慮したものとなるようにする。また、避難誘導計画の内容を旅客施設等で業務に従事する職員に周知徹底するとともに、避難路等については、旅客施設等内に掲示することにより、利用者に対して明示する。このほか、職員を対象に発災時等を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。
- 旅客施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

○ 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

○ 都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第 5　緊急輸送の実施体制の整備

（1）緊急輸送ネットワークの整備への協力

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルートの多重化、避難及び物資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わ

る計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。

○ 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する。

○ また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。

(2) 関連情報の整備保存等

○ 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況等に関する情報の整備保存に努める。

第 6 代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。

○ このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対しては、陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わる事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の地域からの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第 7 二次災害の防止体制の整備

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、倒壊のおそれのある施設の除去等に係わる計画の策定、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第８　後方支援体制の整備

○　本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○　津波等により被災した場合でも業務が継続できるよう、本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性を強化するとともに、非常用発電設備については、津波等により運転に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、長期停電にも耐えられるよう必要な燃料を確保しておく。また、緊急時においても非常用発電設備や車両の燃料、被災地方支分部局等への支援用燃料が円滑に調達できるよう、関係事業者等との協定の締結など、必要な措置を講ずるものとする。

○　食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。

○　食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとし、被災者や帰宅困難者に対する支援が必要な場合に備え、十分な量を備蓄するよう努めるものとする。

○　災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

○　関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

○　地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○　地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援の受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○　地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

○　地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進

○　津波災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術等、災害による被害の発生防止または軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政

法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、次に示すような防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。

- 住宅、建築物及び公共土木施設の津波対策調査技術、並びに津波復旧技術に関する研究
- 津波外力を加味した地すべり、がけ崩れ等の斜面崩壊による災害を防止するための危険箇所の把握技術、調査診断技術等に関する研究及び土砂災害の発生機構、予測技術、観測機器に関する研究
- 非常災害に対応した防災体制の確立を目標とした各種情報の迅速な収集・伝達を行う総合的防災システムの研究開発
- 高度道路交通システム（以下「ITS」という。）を活用した緊急通行車両の運行支援等に関する技術開発
- 災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発
- 地区施設等（耐火性建築物、道路、河川、緑地、空地等）を活用した防災対策技術の開発及びその効果的整備に関する研究
- 市民による防災まちづくりを支援する技術等の開発
- 避難警戒システムに必要な、海岸域等の高密度かつ高精度な標高データである「3D電子地図」を迅速に構築し、東海地震等による津波等に備えた、きめ細やかな情報提供の研究
- GPS波浪計を活用した情報提供システムの強化を行う。

○　研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

第 4 節　防災教育等の実施

第 1　防災に関する研修等の実施

○　防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

○　道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものと

する。

○ 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。

○ 所管事業者に対し、事業内容に応じ、災害予防から応急対策、救援活動までを意識した防災マニュアル等の整備を指導する。なお、マニュアルの整備が円滑に行われるよう、事業者間の連携や必要な情報の提供、情報共有化等に配慮する。

第 2 防災知識の普及

○ NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。

○ 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○ 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

○ 交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配布する等に努めるものとする。

○ 水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

○ 津波等の危険箇所や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するため、市町村に対し必要な情報を提供するなど積極的な支援を行う。また、市町村の防災計画等に

も位置付けるなど、ハザードマップの意義が十分伝わるよう働きかけるものとする。その際、ハザードマップの想定を超える災害が起こりうることを伝えるなど、ハザードマップが危険区域以外の住民にとっての安心情報にならないように努めるものとする。

○ 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○ 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○ 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

○ 赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

第 3　人材の育成

○ 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第 5 節　防災訓練

○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、津波を含む大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ TEC－FORCEについては、TEC－FORCE活動計画等に基づき訓練を行うものとする。

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

- 非常参集等

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器

等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集等に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回以上行うものとする。

- 情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、津波情報や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

- 災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

- 応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

- 複合災害対策

○ 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第 6 節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○　津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、津波警報等及び被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し被害規模の早期把握を行うものとする。

第１　災害情報の収集・連絡

（1）　津波警報等の把握、連絡

○　津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、まず気象庁より津波警報等の津波に関する情報や、地震又は火山噴火等に関する情報等の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、地震又は火山噴火等の規模、津波の来襲範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の地震が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。

○　迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な津波の発生時に職員は、地震や周辺の被害状況をできる限り速やかに本省の防災担当職員に連絡するものとする。

（2）　津波への対応

○　津波警報等が発せられた場合、状況に応じ、速やかに防潮水門の閉鎖等所要の措置を講ずるとともに、潮位等の情報、対応の状況等について、地方公共団体と相互に連絡するものとする。

○　気象庁が津波警報等を発表したときは、当該区域の道路利用者に対して道路情報提供装置による情報提供等を実施し、津波による被害の危険性がある区域への進入を控えるよう呼びかけるものとする。

（3）　被害情報の収集・連絡

○　地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、地震発生後、施設等の被害及び公共機関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第1次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡を行うよう要請し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

○　本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定

本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

（4） ダム、堰、水門等の管理

○ 地震が発生した場合には、ダム、堰、水門等について、次の措置を講ずるものとする。

- 関係機関と緊密に連携し、相互の情報を交換するものとする。
- ダム、堰、水門等の操作にあたって、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるものとする。

第 2 通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

- 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第 2 節　災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○ 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、無人航空機、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

○ 津波等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、災害対策用ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等は、直ちに災害対策用ヘリコプターを出動させるものとする。

○ 津波等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が予想される場合であって、他地方整備局等が維持管理を行う災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とするときは、地方整備局等は、その旨特定本部等に要請するものとし、特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

○ 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○ ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（DiMAPS）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○ 津波等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、特定本部等は、海上保安庁のヘリコプターが収集した情報の提供について、必要に応じ海上保安庁に要請する。

○ 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

○ 震災直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇により調査を行うものとする。

第 3 節　活動体制の確立

○ 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところ

により、非常参集を行うものとする。

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。本省は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を行うとともに、これらの応援が円滑、適切に行われるよう、活動状況の把握や必要な指示・調整を行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第 4 節　政府本部への対応等

第 1　災害対策関係省庁連絡会議

○ 大規模な津波発生時に、津波及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される災害対策関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第 2　政府本部

○ 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第 5 節　災害発生直後の施設の緊急点検

○ 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、

防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1) 河川管理施設等

○ 津波警報等解除後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2) 道路施設

○ 津波警報等解除後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3) 港湾施設

○ 第2編第2章第4節(3)港湾施設に統合

(4) 航空施設

○ 津波警報等解除後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空保安施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(5) 都市施設

○ 都市公園の点検を実施するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

○ 水道については、地震発生後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の収集に努める。施設管理者おいては、地震発生後、あらかじめ作成した計画に従い直ちに取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の緊急点検を実施するものとする。

○ 下水道については、津波発生直後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の収集に努める。施設管理者においては、津波警報等解除後、あらかじめ作成した計画に従い直ちに下水処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検を実施するものとする。

(6) 官庁施設

○ 官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、地方支分部局間及び本省庁間を通じて各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第 6 節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○ 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。

○ 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

○ 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。

○ 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第 7 節　災害発生時における応急工事等の実施

○ 津波による湛水が発生した場合、湛水被害の拡大を防止するとともに、行方不明者の捜索、インフラの応急復旧等に支障とならないよう、排水ポンプ車等を活用した排水を行うものとする。

○ 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。

○ 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする。

○ 著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。

○ 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るもの

とする。

○　必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○　必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。

○　車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

○　地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第８節　災害発生時における交通の確保等

第１　道路交通の確保

○　道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS 等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2．0や民間が収集したプローブデータ、AIWeb カメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2．0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

○　災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

○　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

○　都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。

○ 緊急用河川敷道路について、河川管理者は早急にその被害状況を把握し、必要な復旧対策を実施することにより、輸送ルートの確保に努めるものとする。

○ 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第 2 海上交通の確保

○ 開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、航路啓開等を行い、航行の安全確保に努める。

○ 災害発生時における住民避難や人員、緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者と連携を図りつつ、港湾施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

○ 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第 3 航空交通の確保

○ 災害発生時における緊急輸送等を確保するため、空港及び航空保安施設等について、被害状況を早急に調査し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

○ 情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、航空機の安全運航を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

第 9 節 緊急輸送

第 1 基本方針

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第 2 関係事業者等に対する要請、調整

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通

大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

○ 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡し等についての調整を行う。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

第 3 緊急輸送に対する支援

○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

○ 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

○ 東京湾臨港部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺 2 区）における緊急輸送活動の支援を行う。

○ ヘリコプターからの物資の投下など被災地への緊急物資輸送等の災害対応において必要となる許認可の手続きを弾力化する等、柔軟な対応を行うよう努める。

第 10 節 代替輸送

○ 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。

○ また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第 11 節 二次災害の防止対策

○ 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時におけ

る十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

○ 津波によって河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設が被災した場合、浸水被害の発生、拡大を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施するものとする。

○ 高潮、波浪、潮位の変化及び出水による浸水を防止するため、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行うものとする。

○ 河川、海岸、港湾施設等が決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施工を要する場合は、決壊防止工事を実施するものとする。

○ 地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

○ 土砂災害などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

○ 水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な浄水施設及び配水施設等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。

○ 下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。

○ ダム、堰、水門等の緊急点検を災害発生後、直ちに実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害の防止のために必要な措置を速やかに執り又はその指導を行うものとする。

第１２節　ライフライン施設の応急復旧

○　迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。

○　災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。

○　津波によって下水道施設の被害が確認された場合、施設管理者である地方公共団体等において、仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、公衆衛生の確保や公共水域の水環境保全等に努める。被害調査や応急復旧に当たっては、「下水道事業における災害時支援に関するルール」や「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等関係者間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に応じて他の地方公共団体等による応援を行うものとし、その調整や助言を行うものとする。

○　可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

○　津波によって水道施設の被害が確認された場合、施設管理者である地方公共団体等において、仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、水道水の確保等に努める。被害調査や応急復旧に当たっては、日本水道協会や地方公共団体間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に応じて他の地方公共団体等による応援を行うものとし、その調整や助言を行うものとする。

第１３節　地方公共団体等への支援

○　緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）・TEC－FORCEアドバイザーを派遣し、TEC－FORCEパートナーとの連携等により、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

○　地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第 1　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、無人航空機、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

○ 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

○ 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第 2　避難活動

○ 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

○ 港湾の労働者や利用者の安全を確保するため、地方公共団体等が港湾事業として津波避難施設の整備する際に支援を行う。

第 3　応急仮設住宅の建築支援等

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に

通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

○ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うとともに、首都直下地震等に備えた応急仮設住宅用地の事前のリスト化について、地方公共団体に対して助言を行うものとする。

○ 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。

○ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害を受けることがないよう、都道府県等に対し適切な助言を行う。

第 4 飲料水の確保、支援等

○ 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。

第 14 節 被災者・被災事業者に対する措置

第 1 被災者等への対応

○ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

○ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

○ 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。

○ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した避難所の提供、炊事・入浴サービ

スの提供等を要請する。

○ また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

○ 首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

○ 救出・救助活動が落ち着いた後に帰宅を開始する徒歩帰宅者等に対し、安全な帰宅の判断に資するよう、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等についてマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。

○ 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

第 2　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

○ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局での車検の実施、船舶検査証書の有効期間の延長等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

○ 災害の発生に伴い生じる影響については、直接被災していない住民、事業者等に対しても及ぶ可能性があることを考慮し、安全面に配慮した上で特例措置や法令の弾力的運用、広報等の必要な措置を迅速に講じるものとする。

第 3　適切かつ公正な輸送サービスの提供

○ 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

○ 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第 4　飲料水の確保、支援等

○ 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。

○ 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。

第 5　消防活動への支援

○ 必要に応じ、使用可能な消火栓、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第 15 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。

○ 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

○ 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

○ 海外や日本に在住する外国人に対し、災害の被害や対応状況が正しく理解されるよう、英語等の

外国語による広報に努めるものとする。

○ 広報にあたっては、外国人観光客の減少防止や外航海運の運航継続に係る措置など、風評被害の防止にも努めるものとする。

第 16 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう整備し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

○ 海外からの支援の申入があり、政府本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を決定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等の策定した計画に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

○ 海外からの支援を受け入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

第 3 章　災害復旧・復興

第 1 節　災害復旧・復興の基本方針

○ 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。

○ 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。

第 2 節 災害復旧の実施

第 1 災害復旧工事の早期着手

○ 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

○ 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第 2 査定の早期実施

○ 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

○ 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

○ 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

○ 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、港湾、上下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第 3 災害復旧の推進

○ 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復

旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

○ 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

○ 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。

○ 所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

○ がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入にも可能な限り協力を行うとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。

○ 海面を漂流するがれきや油の処分のため、海洋環境整備船や大型浚渫兼油回収船による回収を行うものとする。また、陸上のがれきの処分のため、海面処分場の整備を促進するとともに、リサイクルポートを利用した広域的な処理を促進するものとする。

○ 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

○ このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第 4　再度災害の防止

○ 公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

○ 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講

ずるものとする。

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保

○ 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

○ 復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第４節　都市と地域の復興

第１　計画的復興への支援

○ 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

○ 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うにあたっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

第２　復興まちづくりへの支援

○ 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

○ 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を推進するものとする。

第３　地域の復興への支援

○ 大規模な災害により壊滅的な被害を受けた地域に対しては、被災状況等の調査・分析、被災状

況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンの検討等、地域の復興に向けた取り組みを支援するものとする。

第５節　借地借家制度等の特例の適用

○ 災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用することにより、借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るものとする。

○ 必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用するものとする。

第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援

第１　公営住宅の整備等

○ 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。

○ 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。

○ 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第２　危険区域における住宅再建

○ 津波に伴う土砂災害の発生箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法（明治30年

法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく行為制限の適切な実施並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、建築物の構造の規制及び移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

○　災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、被災地方公共団体と連携を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の促進を図る。

第３　住宅金融支援機構による融資

○　被災者の自力による住宅の再建等を支援するための住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び既往債務者に対する救済措置を迅速かつ円滑に実施するために、融資の対象地域及び融資開始の時期の決定並びにその周知等の必要な措置について、当該機構に要請するものとする。

第４　被災者等に対する相談機能の充実

○　被災地方公共団体等と連携して、被災者を対象とする総合住宅相談所を開設し、被災者の住宅復興等に関する相談に応じるものとする。

○　住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在、住宅金融支援機構へ返済中の融資の取扱いや災害復興住宅融資についての相談及び情報提供を実施するよう、当該機構に要請するものとする。

○　被災建築物等の復旧について住民等から相談を受けた場合に、被災地方公共団体等と連携して、復旧方法等についての指導を行うものとする。また、必要に応じ関係団体に協力を要請するものとする。

第７節　被災事業者等に対する支援措置

○　被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○　被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

○　被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の

把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図るとともに、必要に応じてこれらの施策の具体化のために必要な財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。